



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第30回 再保険契約

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第26号－再保険契約」（以下、「26号準則」）を解説します。

26号準則は、総則、出再業務の会計処理、受再業務の会計処理、表示の4章から構成されています。26号準則は、前回解説した「企業会計準則第25号－元受保険契約」（以下、「25号準則」）とともに、保険業界に関する会計基準であり、新企業会計準則で新たに体系化された基準です。

2. 国際財務報告基準（IFRS）との比較

26号準則が定める再保険契約の会計処理は、国際財務報告基準（IFRS）とほぼ同様の内容となっています。

3. 再保険契約の定義

26号準則第2条では、再保険契約を「一方の保険者（再保険の出再者）が一定の保険料を他方の保険者（再保険の受再者）に出再し、受再者が出再者の元受保険契約に起因する給付費用及びその他の関連する費用に対し、補償を行う保険契約」と定義しています。26号準則では、再保険契約の出し手、すなわち再保険料の支払者が「出再者」、反対に再保険契約の受け手、すなわち再保険料の受取者が「受再者」と定義されています。

また、再保険契約は元受保険契約と関連することから、26号準則では、25号準則で定義された元受保険契約関連の用語も利用しています。以下では、今回の解説に関連する元受保険契約関連の用語の定義を示します。

元受保険契約	保険者が保険契約者から保険料を徴収し、約定していた発生しうる事故が発生したことにより生じた財産の損失に対し、保険金の給付責任を負う、又は被保険者の死亡、傷害、疾病や約定した年齢、期限に達した時に保険金の給付責任を負う保険契約
未経過保険料	保険者が未だ満了していない非生命保険の保険責任のために積み立てる準備金
支払備金	保険者が非生命保険に係る保険事故が既に発生しているものの未だ解決していない補償案件のために積み立てる準備金
生命保険責任準備金	保険者が未だ満了していない生命保険の保険責任のために積み立てる準備金
長期健康保険責任準備金	保険者が未だ満了していない長期健康保険の保険責任のために積み立てる準備金

4. 出再業務の会計処理

出再業務とは、保険者（保険会社）が契約した元受保険契約に対して、他の保険者と再保険契約を締結する業務で、再保険料の支払者（この場合は「保険者」）が出再者、再保険料の受取者（この場合は「他の保険者」）が受再者となります。

再保険契約はその元となる元受保険契約と対応関係にあります。26号準則第5条において、再保険契約から生ずる資産とそれに関連する元受保険契約から生ずる負債の相殺、及び再保険契約から生ずる収益、費用とそれに関連する元受保険契約から生ずる費用、収益との相殺は禁止されており、それぞれを別個に計上する必要があります。26号準則は「再保険契約はその契約締結の原因となった元受保険契約に関連している」という前提があるため、出再者の会計処理は元受保険契約に関連したものとなっています。具体的には以下のとおりです。

(1) 再保険料の費用計上

再保険の出再者は、元受保険契約に係る保険料収入を認識した期間に、対応する再保険契約の保険料を当期の損益に計上します。なお、元受保険契約が元受非生命保険契約である場合には、再保険の出再者は対応する再保険契約の約定に基づいて再保険貸（未経過再保険料）を認識する必要があります。

(2) 再保険金収入の収益計上

再保険の出再者は、元受保険契約に係る保険料収入を認識した期間に、対応する再保険契約の約定に基づいて、再保険の受再者から補填される再保険金収入（出再保険料補填収入）を当期の損益に計上します。また、再保険金収入のうち出再責任準備金に関する部分については、元受保険契約の支払備金、生命保険責任準備金、長期健康保険責任準備金を積み立てた期間に、対応する再保険契約の約定に基づき確定し、収入に対応する再保険貸（出再責任準備金）を認識します。

(3) 再保険貸の取り崩し

再保険の出再者は、給付金額の確定や損害調査費用の発生により、元受保険契約の準備金を取り崩す場合、その期間に関連する再保険貸（出再責任準備金）を取り崩し、同時に関連する再保険契約の約定に基づき、再保険の受再者からの給付費用補填額を当期の損益として計上します。

また、元受保険契約が期日前に繰上解約された場合には、その期間に関連する再保険契約の約定に基づき再保険料、割当再保険費用補填額の調整金額を当期の損益に計上し、同時に対応する再保険貸（出再責任準備金）残高を取り崩します。

(4) 再保険計算書提出時の処理

再保険の出再者は、再保険契約に基づく再保険金を請求する際に、受再者に再保険計算書を提出しま

す。提出時に、当該計算書に記載されている当期預け再保険保証金を預け再保険保証金として貸借対照表に計上し、同時に、返戻される前期の預け再保険保証金を取り崩します。また、預け再保険保証金から発生する利息については、再保険契約の約定に基づき、当期の損益に計上します。

(5) その他

26号準則では、上記のほか付保資産残存価値の取得、処分や受再者から受領する再保険手数料等についての会計処理方法が規定されています。

5. 受再業務の会計処理

再保険料収入の認識条件は、他の収益と本質的に同等であり、具体的には以下の3つの要件を同時に満たす必要があります。

- 再保険契約が成立し、かつ対応する保険責任を負う
- 再保険契約に関連する経済的便益が流入する可能性が高い
- 再保険契約に関連する収益を信頼性をもって測定できる

再保険料収入に対応する費用（再保険費用）は、再保険料収入を認識した期間に、対応する再保険費用を再保険契約の約定に基づき計算し、当期の損益として計上します。

再保険契約の受再者は、元受保険契約で準備金の積み立てが要求されているのと同様に、受再未経過保険料、受再支払備金、受再生命保険責任準備金、受再長期健康保険責任準備金を積み立て、かつ関連する受再準備金の十分性テストを実施する必要があります。これらの本質は、元受保険契約の準備金と同様であることから、26号準則第19条で、25号準則の規定に基づき処理することと規定しています。

また、受再者が出再者から再保険計算書を受領した場合には、まず計算書に示されている再保険金額を当期の損益に再保険給付費用として計上し、同時に対応する受再準備金残高を取り崩します。同時に、当該計算書で示される当期預り再保険保証金を貸借対照表上認識し、返戻される前期の預り再保険保証金の取り崩しも行う必要があります。なお、預り再保険保証金から発生する利息については、再保険契約の約定に基づき、当期の損益に計上します。

6. 表示

26号準則第22条から第24条では、貸借対照表および損益計算書に単独で表示すべき項目、並びに

注記における開示に対する要求事項を以下の通り規定しています。

(1) 貸借対照表上、単独で表示すべき項目

- ① 未収再保険料
- ② 再保険貸（未経過保険料）
- ③ 再保険貸（支払備金）
- ④ 再保険貸（生命保険責任準備金）
- ⑤ 再保険貸（長期健康保険責任準備金）
- ⑥ 未払再保険料

(2) 損益計算書上、単独で表示すべき項目

- ① 再保険料収入
- ② 再保険料
- ③ 再保険費用補填額

- ④ 再保険費用
- ⑤ 給付費用補填額
- ⑥ 再保険給付費用
- ⑦ 支払備金補填額
- ⑧ 生命保険責任準備金補填額
- ⑨ 長期健康保険責任準備金補填額

(3) 注記として開示すべき情報

- ① 受再業務の各受再準備金の増減変動状況
- ② 受再業務の各受再準備金の積立及び受再準備金の十分性テストにおける主要な数値計算上の仮定及び方法

以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
<http://www.tohmatsu.com/jp/mm/> よりお申し込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL：03-6213-1075 FAX：03-6213-1045

e-mail：chinanews@tohmatsu.co.jp

※禁無断転載